

令和5年

総務委員会

11月27日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和5年11月27日

午前11時05分 開会

午前11時40分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中 堀 りゅういち
委員	岡 島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月 岡 修 一		
議長	鵜 飼 貞 雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅 井 俊 一	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	小 串 真 美	市民生活部長	宇佐見 恭 裕
秘書広報課長	伊 藤 克 代	財政課長	浦 倫 彰
共生社会課長	松 本 小 牧		

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
近 藤 ひろひで	いとう ひろし	服 部 龍 一	武 谷 としお
毛 受 明 宏	三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ
清 水 義 昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

2名

午前 11 時 5 分開会

○総務委員長（郷右近 修議員） ただいまから総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は、4 議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続きまして、議長から御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 皆様、お疲れさまです。

総務委員会の 3 議案が給与、報酬に関する件で、あと、一般の補正予算になりますので、私のほうにも直接関係してくる案件でもございますので、また慎重審議のほう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い、会議を進めてまいります。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますよう、よろしくお願いいたします。また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされますよう、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、議案第77号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当

に関する条例の一部改正についてと、議案第78号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてと、議案第79号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正については関連がございますので、一括議題といたしたいが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。

議案第77号から議案第79号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は各議案ごとに行います。

議案第77号から議案第79号までの3議案について、理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第77号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い改正する必要があるからでございます。

令和5年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の特別職について、期末手当の支給月数を年間で3.4月分に引き上げることとされており、それに合わせて、本市議会議員の期末手当支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は、令和5年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160から100分の180に改正するものです。

第2条では、令和5年6月と12月に支給する期末手当の支給月数が異なっているのを、令和6年の6月と12月は同じくするもので、100分の170に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年12月1日から施行し、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することとしております。

議案第77号の説明は以上になります。

続きまして、議案第78号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い改正する必要があるからでございます。

令和5年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の特別職について、期末手当の支給月数を年間で3.3月分から3.4月分に0.1月分引き上げることとされており、それに準ずる形で本市特別職の期末手当支給月数の改定を行うものでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第4条第2項は、期末手当の支給割合について定めておりますが、令和5年12月に支給する期末手当について、100分の162.5から100分の172.5に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年12月1日から施行します。

議案第78号の説明は以上になります。

続きまして、議案第79号 豊明市職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、人事院勧告に伴い改正する必要があるからでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けて、本市職員の給与改定を行うものになります。令和5年8月の人事院勧告では、月例給の平均改定率は、全体で1.1%、ボーナスは期末手当及び勤勉手当ともに0.05月ずつ、合わせて0.1月分の引上げとなっております。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は、令和5年12月に支給する職員の期末手当を100分の120から100分の125に、再任用職員については100分の67.5から100分の70に、職員の勤勉手当を100分の100から100分の105に、再任用職員については100分の47.5から100分の50にそれぞれ改正をするものです。また、若年層に重点を置いた俸給月額引上げに伴い、別表第1、行政職給料表を改定いたします。

第2条では、令和5年6月と12月に支給する期末手当と勤勉手当の支給月数が異なっているのを、令和6年の6月と12月は同じくするもので、職員の期末手当を100分の122.5に、再任用職員については100分の68.75に、職員の勤勉手当を100分の102.5に、再任用職員については100分の48.75にそれぞれ改正をするものでございます。

附則第1条第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することとしております。

また、附則第1条第2項として、第1条の規定の改正については令和5年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、79号の職員についてですけども、これは、まず1人当たりで

いうとどれぐらい上がるのかということと、総額でどれぐらいなのか分かりますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 1人当たりにつきましては、職員のもうもらっている給料が1人当たり違いますのでちょっと出してはおりませんが、総額で、今回のことで、影響額としては、全部合わせてですね、給料、期末、勤勉手当、全部合わせておよそ4,200万円ほどと見込んでおります。

すいません、あと……。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けてどうぞ。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 1人当たりもらっている給料が違いますのでなかなか難しいんですけども、単純に人数で割り戻しますと、1人当たり9万5,000円程度の増額になるということになっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議の説明の中で、会計年度さんは今回上がってないということで、遡及も考えてないということなんですけども、総務省から今年度通知が出ていて、会計年度任用職員の方は、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とするということで通知が出てると思うんですけども、会計年度さん、今回上がってないのは、何か明確な理由はあるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 本会議場でも部長がお答えさせていただいていると思いますが、本市のほう、任用時に会計年度さんについては金額を明示して任用通知をしておりますので、年度ごとの任用ということで、今年度については変更の予定はしておりません。

また、近隣の状況を踏まえましても、やらない、来年度から対応するということが多かったですので、本市についてもそれに倣いました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それでは、77と78号についてですけども、こちら、報酬審議会ですね。議員報酬の特別職について、これ、条例で、給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ審議会の意見を聞くものとするというふうにあるんですけども、なぜ今回聞いてないんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今回につきましては、人事院勧告を受けましての期末手当の支給月数の変更でございますので、報酬自体の額を変更するものではございませんので、勧告に基づいた国家公務員の特別職の変更に準じて、あるいはそれに合わせて変更するという事で、報酬審については開いておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 国家公務員の給与改定に伴ってということではあるんですけども、これに合わせないといけないっていうような法令だったりとか根拠っていうのはあるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 公務員の給与につきましては、情勢適応の原則等と様々なそういった規定がございまして、その決めるに、そういったいわゆる給与も含めて、そういった勤務条件を決めるに当たっては、国家公務員をはじめ、近隣の自治体の状況等を踏まえないといけないという形が決まっておりますので、それに基づいてやっていると、こういうことでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの本会議の中で、何か今後、審議会を開いて意見を聞こうと思ってるというようなお話もあったんですけども、審議会では何を聞くんですかね。どういう意味があるのかなと思ったんですけど、もう決まっていることを聞くんですか。何を

確認するんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今年度、この後、特別職の報酬審議会を予定しているところなんですけれども、直接特別職の報酬審議会で審議する内容ではないんですけれども、参考のために意見をお聞きしようということで開く予定であります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 決まったことを聞くということで、それこそ何か追認のような印象を持ったんですけど、今回この国家公務員の給与改定に合わせて変えるっていうのは、どこで誰が決めたんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） まず、報酬審の開く理由の1つとしまして、今回条例のつくりというか、改正条例、見ていただくと、特別職のところだけ新年度の月数を同じくするということがないかと思います。その辺も含めて確認をしよう。報酬審の意見を伺って、新年度、また3月に上程させていただくことになると思いますけれども、予定をしております。

それから、人勧を受けて誰がどのようにということですが、先ほどの副市長の答弁のとおりなんですけれども、我々には労働基本権の制約というのがあって、この代償としてこの人事院勧告というのがありますので、これを受ければ、当然アップ率、あるいはダウンするときもあるかと思いますが、それをベースに考えていくのが情勢適応かなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 特別職もそういうふうに上げるということについては、市役所内では審議とか検討とか、されたんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） こちらに関しましては、当然庁舎内での意思決定といいますか、担当のほうから、人事のほうから話が上がってきて、私、それから市長、そういった形で内容を定めたということでございますので、ここ近年の方針といたしましては、そもそも年間の支給月数が国家公務員の支給月数よりも低い状態にあります。それで、このところは、まずは国と同じだけのアップ月数といいますかね、アップ率は国と同じように上げてきましょうというような形で上げてきておるんですけども、国も同じように上がってきてるもんですから、差がいつまでたっても縮まらないというようなことがございますので、そういったものも含めて、今後参考までに報酬審は、これは本来は給料のところをお諮りするところでございますけども、参考までにその辺のお考えも聞いてみましょうと、こういった考えでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、確認ですけども、79号のほうで、先ほど会計年度任用職員のことについてちょっとお聞きしたんですけども、私が聞いたところだと、日進市とか東郷町では4月に遡及する、今年の4月に遡及して引き上げるというようなお話、ちょっと聞いたんですけども、ほかの市町村で上げるというような話もあるし、国のほうからも、地方交付税の増額補正でそういった給与改正に対して対応してくというようなお話も出てるみたいなんですけども、それでも今後遡及しようというのは、検討とか考えてはないんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 今回上程している議案とは直接関係ない御質問かなと思いますけれども、先ほどから繰り返しているとおり、任用通知に金額を乗せて、その金額をお支払いしますという約束の下、雇用しておりますので、今回はアップですけども、仮に人勧で下がった場合に、じゃ、それを下げるのかという、任用通知の金額をほごにするのかということにもなりますので、慎重な議論が要る段階かなと思っております。

ただ、今は上昇トレンドで人勧が上がっていく中で、会計年度任用職員だけ遡及しないということの不整合というんですかね、やはりそこは考えていく必要があるというふうには考えておりますので、今年度については任用通知に従ってやらせていただきますけれど

も、来年度につきましては、任用通知への記載も含めて検討していく必要があるという認識は持っております。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 議案第77号、第78号、第79号について、第77号、78号に反対、79号に賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも我が党といたしましては、特別職、議員に対しては、そのまちのまずは支出、そしてその経済状況というものを上げて、そこから初めて皆様の御信任をいただいて自分たちの話に移るということを明確に発表しております。そこを踏まえて、豊明市で考えれば、まだ時期尚早ではないかという部分でございます。

次に79号、こちら、賛成は、先ほども申し上げましたとおり、景気、経済の上昇という観点から考えれば、しっかりと職員の皆様にもその働いた分の潤いというもの、今まで不足だった分というのもちらりと聞こえましたが、その部分も含めて豊明市の経済の状況を上げていく一役を担っていただきたい。そして、こうした市が職員の給料を上げることから、民間への賃金への上昇のお見本、手本にもなっていくのではないかとということでございます。

加えて、ちょっと関係ない部分でも会計年度職員さんの話も出ましたけれども、そこは御説明どおり自身が分かって従事しているわけですから、そこはもうつけることはないですが、今後、この上昇に合わせた部分でまたお示しいただければ、なおいのいかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございませんか。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 議案第77号ですが、人事院勧告どおり、国の基準に合わせていくほうがいいと思います。

（78、79の声あり）

○岡島ゆみこ委員 同じく……。

○総務委員長（郷右近 修議員） お伺いします。77号に賛成の討論ということで……。

○岡島ゆみこ委員 はい。賛成の討論で、79号まで。

○総務委員長（郷右近 修議員） 77号から79号まで賛成という御意思ですね。

○岡島ゆみこ委員 お願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 77と78に反対で、79は賛成したいと思います。

77については、やっぱり市民の生活、今、実質賃金がなかなか増えずに、物価高騰でやっぱり苦しんでる中で、我々議員のボーナスアップ、これを優先すべきではないと思います。市民サービスの向上だったり市民生活の支援、こういったものにしっかりと回していくべきだと思います。

また、こういった期末手当の引上げについて全員協議会で、本当、一回話ただけで、その後の会派会議でもう決まってしまったので、もっと慎重に審議して進めるべきじゃないかなと思います。

それから、特別職についても、そうした社会情勢の中、やはり特別職を上げていくということはやっぱりよくないのではないかなと思います。国会のほうでもそういった経済対策が不十分ということで、いろんな批判が相次いで、増額分の返納ということで決めています。こうした中で、そういった引上げというのはあんまりよくないんじゃないかなと。

先ほど会計年度の方、4月に遡及されないということなんですけども、本当に、それというなら議員とか市長等も先にその金額、明示してなってるはずなんですね。そういったものは上げて、会計年度の方はもう明示しているもので変えないというのは、やっぱりおかしいんじゃないかなと私は思いますので、そういったことを差し置いて、議員とこの特別職について引き上げるということはやっぱり反対したいと思います。

79についても、昨今の社会情勢等を考えて、人事院勧告は従業員50人以上ということで、比較的しっかりした会社ですので、果たしてこれ、必ずしも一般職も従わなければいけないのかなというのはちょっと検討の余地があるかなとは思いますが、先ほど説明があったとおり、労働基本権が制約されていて、その代償措置として勧告されているものですので、そういったものを引き継いで、一般職については給与改定には賛成したいかなと思います。やはり会計年度も同等の、本当に通知をもう一回見直していただきたいんですけども、給与改定に係る時期、これは一般職と併せて、準じて、それを基本として進めるようにというような通知になっておりますので、ぜひ会計年度の方も早急に条例改正出すことを要請して、こちらの79については賛成したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

まず初めに、議案第77号について採決を行います。

議案第77号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。そのままで。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 賛成3人でございます。賛成多数で、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号について採決を行います。

議案第78号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。そのままで。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 賛成3人で、賛成多数でございます。議案第78号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第79号について採決を行います。

議案第79号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第81号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） それでは、議案第81号、豊明市一般会計補正予算のうち、共生社会課所管分について御説明いたします。

補正予算書の7ページ、8ページを御覧ください。

2款1項11目 市民活動推進費は、136万円の増額です。

説明欄、友好都市市民活動団体派遣事業補助金は、友好都市、シェパトン市で開催されるイベントに出演する市民活動団体の渡航費用について、その一部を補助するものです。本事業は令和2年度予算にて計上され、実施が予定されていたものの、コロナの影響により延期となっていた事業であり、今般、シェパトン市と当該団体との協議により実施が可能となったため、予算計上するものです。

続きまして、4ページ、第2表 繰越明許費補正の最上段、都市・国際交流事業136万円

は、本事業の完了が令和6年4月となることから繰越しを行うものです。

以上で共生社会課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 議案第81号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち、財政課所管部分について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入の19款 繰越金の前年度繰越金3,498万3,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと説明、聞き漏らしてたら申し訳ないんですけども、これは、補助する団体と、どこに行くのかというところ、ちょっと確認をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 今回の補助団体は、上高根棒の手保存会です。行き先はシェパトン市になります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 国を……。

○共生社会課長（松本小牧君） オーストラリアのシェパトン市になります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは、いつ頃行くんでしょうかということと、即決であるという理由と、繰越明許になってる理由も併せてお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 渡航予定ですが、令和6年4月9日に出発予定となっております。帰国が4月15日となります。

それから、今回、初日即決でお願いする理由は、渡航予定日が4月9日であり、予算議決後、すぐに航空券やホテルの手配等、着手する必要があるためでございます。

それから、繰越明許の理由でございますが、当該事業の完了が4月15日というふうになっておりますので、繰越しとする予定です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、ちょっとそもそもなんですけども、この団体が選ばれてる理由というのは何かということと、これはシェパトン市に行ってどういったことをされるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） なぜこの団体に補助するのかということでございますが、今回の計画は、当該団体とシェパトン市双方で計画をされ、令和2年度に予算化され、実施予定となっていた事業が延期した経緯で予算化するものであるためでございます。

実施内容でございますが、シェパトン市で開催される多文化共生のイベントで出演し、演技をするものでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほか。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 同じところで。令和2年に予定していたけど、コロナのことで延期になりましたよと。で、令和2年時と今回のこの補正予算の額としては、ほぼ同じような予算規模になってるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 令和2年度予算時には、1人当たりの渡航費用の補助金額を1人10万円としておりましたが、昨今の燃料費の高騰や渡航時期を鑑み、今回は1人当たり上限を12万とさせていただく点が変更となっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これもちよつと本会議でちよつと説明あったかもしれませんが、この金額の算出根拠といたしますか、12万というのは、全体でどれぐらいかかって12万の補助になってるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 今回この補助対象としておりますのが、航空券、宿泊費と海外渡航保険等でございますが、全体のこの渡航にかかる費用がおおむね約24万円を想定しております。したがいまして、その半額相当を補助するものでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ確認ですけど、本会議で職員の随行はないということなんですけども、これ、市長とか教育長の同行もないというふうに理解していいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 今回の予算につきましては、あくまでも市民活動団体の渡航に関する補助でございますので、当該事業に対する職員の随行は予定しておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終わり、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第81号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に御一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 4 0 分閉会